

議案第 1 号

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則及び沖縄県立特別支援
学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則及び沖縄県立特別支援学校管理規
則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成25年9月25日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立学校の分校の設置に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県立学校の分校の設置に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

沖縄県立美咲特別支援学校	はなさき分校	北中城村字屋宣原415番地
--------------	--------	---------------

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県立美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

を

沖縄県立美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
はなさき分校	北中城村字屋宣原	知的障害	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

規則案の概要説明

課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 県立特別支援学校編成整備計画（平成 19 年 3 月）に基づき、平成 19 年度から関係機関と調整を進め、平成 23 年度に「沖縄ろう学校敷地内に美咲特別支援学校の分校を設置する」ことを決定し、沖縄ろう学校の校舎全面改築と併せ、県立美咲特別支援学校の分校設置に向けた整備を進めている。
- (2) 上記施策は、県立美咲特別支援学校の在籍児童生徒の過密化と学校施設の狭隘化を解消するために策定されている。
- (3) 県立美咲特別支援学校の分校の校舎建設については、平成 24 年度より着工し、平成 26 年 4 月 1 日の開校に向けて建築を進めている。
- (4) 平成 25 年 6 月 20 日付で関係機関に対し校名募集を行い、8 件の校名候補を集約した。その後、平成 25 年 8 月 15 日に府内で校名検討委員会を開催し、校名候補の中から「はなさき分校」を優先候補として選定した。
- (5) 上記(1)から(4)により、県立美咲特別支援学校分校の校名を「はなさき分校」とし、それに伴い沖縄県立学校の分校の設置に関する規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立美咲特別支援学校はなさき分校（県立学校の名称：沖縄県立美咲特別支援学校、分校の名称：はなさき分校、分校の位置：北中城村字屋宜原 415 番地（第 1 条関係）
- (2) この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 73 条

5 関係各課等との調整

総務課及び関係校と調整済。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

		沖縄県立学校の分校の設置に関する規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第12号）																		
新	日	<p>沖縄県立学校の分校の設置に関する規則 (分校の設置等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立学校に分校を置き、その名称及び位置は、それぞれ当該欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th> <th>分校の名称</th> <th>分校の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立鏡が丘特別支援学校</td> <td>浦添分校</td> <td>浦添市字経塚715番地</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立美咲特別支援学校</td> <td>はなさき分校</td> <td>北中城村字屋宜原415番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖縄県立学校の分校の設置に関する規則 (分校の設置等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立学校に分校を置き、その名称及び位置は、それぞれ当該欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th> <th>分校の名称</th> <th>分校の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立鏡が丘特別支援学校</td> <td>浦添分校</td> <td>浦添市字経塚715番地</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立美咲特別支援学校</td> <td>はなさき分校</td> <td>北中城村字屋宜原415番地</td> </tr> </tbody> </table>	県立学校の名称	分校の名称	分校の位置	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添分校	浦添市字経塚715番地	沖縄県立美咲特別支援学校	はなさき分校	北中城村字屋宜原415番地	県立学校の名称	分校の名称	分校の位置	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添分校	浦添市字経塚715番地	沖縄県立美咲特別支援学校	はなさき分校	北中城村字屋宜原415番地
県立学校の名称	分校の名称	分校の位置																		
沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添分校	浦添市字経塚715番地																		
沖縄県立美咲特別支援学校	はなさき分校	北中城村字屋宜原415番地																		
県立学校の名称	分校の名称	分校の位置																		
沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添分校	浦添市字経塚715番地																		
沖縄県立美咲特別支援学校	はなさき分校	北中城村字屋宜原415番地																		

沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年3月28日教育委員会規則第8号)					
新	旧	沖縄県立特別支援学校管理規則 (名称、位置、修業年限等)			
第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に第3条学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。					
別表 (第3条関係)					
名称	位置	障害の種類	部		
沖縄県立 美咲特別支援 学校	沖縄市 美里	知的障害	幼稚部		
			小学部		
			中学部		
			高等部		
はなさき 分校	北中城村 字屋宜原	知的障害	小学部		
			中学部		
			高等部		

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科	名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立 美咲特別支援 学校	沖縄市 美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、 3年		沖縄県立 美咲特別支援 学校	沖縄市 美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、 3年	